

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件

厚生労働省告示第三百二十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次の表のように改正し、令和四年十一月一日から適用する。

令和四年十月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表		別表	
一般名	適用日	一般名	適用日
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	クロトリマゾール	令和三年七月十日
(略)	(略)	チエストベリー乾燥エキス	令和四年四月三日
フルチカゾンプロピオン酸エステル	令和四年十一月一日	(新設)	(新設)